

ご一読ください

[令和8年度八幡平市農の大地扱い手育成支援事業]

■事業の趣旨

本事業は、市内における農業者の減少、高齢化及び扱い手不足による農地の遊休地化を防止し、農畜産物の生産性の向上や作業集約等により農業者の経営規模の拡大及び経営安定を図るため、機械等の整備及び農業用ドローンの操作講習受講に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

本要望調査が、必ずしも事業採択につながるわけではありません。要望額が予算額を上回る場合には、本要望調査による取組内容を点数化したうえで、合計点数の高い方から順に予算を配分します。予算の範囲内で公平な補助事業を運用するにあたり、すべての要望に沿えない場合がございますのでご了承ください。

■補助対象者

本事業の補助対象者は、次に掲げる(1)～(4)の要件を全て満たす者です。

(1) 市内の認定農業者又は認定新規就農者である。

※ただし、令和8年4月1日現在で満75歳以上の者は、あらかじめ書面により後継者を指定し、事業実施年度中に経営継承すること。

(2) 市内に住所又は本拠を有している。

(3) 整備する機械等を活用し、農業経営の規模拡大を予定している。

(4) 市税を滞納していない。

■補助対象事業

補助対象となる事業内容は、補助対象者が農業経営の開始もしくは改善に必要なもので、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当するものです。

(1) 機械等の整備

(2) 農業用ドローン操作講習の受講



■事業の内容

	(1) 機械等の整備	(2) 農業用ドローン操作講習の受講
補助率	事業費〔機械等購入に要する経費〕(税抜き)の4分の1以内の額 ※補助上限300万円 ※千円未満の端数切捨て	事業費〔受講に要する経費〕(税抜き)の1/2以内の額 ※補助上限1人10万円(2人まで) ※千円未満の端数切捨て
補助対象作目	全ての農畜産物(特用林産物を含む)	全ての農畜産物(特用林産物を含む)
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none">1会計年度で完了する。事業費が50万円以上である。県内の業者から購入して整備する。機械等の本体の一部品のみの購入経費ではない。中古機械等にあっては残存耐用年数が3年以上ある。農業の用途以外に使用しない。経営規模に見合うものである。	<ul style="list-style-type: none">1会計年度で完了する。受講する講習は、航空法に規定する要件を満たした者が実施する講習である。農業の用途以外に使用しない。農業用ドローンを既に所持している、又は受講年度内に所持する見込みである。

	例：トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械の取得／乾燥調製施設、集出荷施設等施設の取得／ビニールハウスの整備／など	
留意事項	<p>令和8年度より、事業費の算出は「税抜き金額」で行います。補助対象者の消費税「仕入税額控除」に関する経理上の誤りを防止するため、国・県の補助事業と同様の基準に改めます。補助対象経費に消費税及び地方消費税は含めませんのでご留意ください。</p>	

■成果目標

本事業の補助対象者は、付加価値額の拡大等の成果目標を設定し、事業の実施年度から起算して3年度目（目標年度）までにその達成に努めるものとします。また、補助対象者は、目標年度までの毎年度、整備した機械等の利用状況を翌年度の4月末までに報告しなければなりません。

R8に事業採択になった場合の例

R8:1年度目→**R9:2年度目**（1年度目の利用状況報告）→**R10:3年度目**（2年度目の利用状況報告）
→**R11:目標達成状況を確認**（3年度目（目標年度）の利用状況報告）

■その他

- (1) 国・県など他の補助事業の活用予定がある機械等は、本事業の補助対象となりません。ただし、国・県の補助事業に手上げしている場合であっても、採択結果を待つことにより営農に支障をきたすおそれがある事業内容についてはこの限りではありません。不明な場合はお問い合わせください。
- (2) 補助事業により取得した財産は処分制限期間が定められています。本事業により整備した機械等も処分制限期間（耐用年数期間）中は事業の実施のために継続使用する必要があり、市長の承認を得ずに譲渡や貸付、廃棄等の行為を行うことはできません。承認を得ずに処分等を行った場合、補助金返還の対象となることがあります。
- (3) 令和8年度より、特別な事情がある場合を除き、次のいずれかに該当する場合は次年度以降補助対象者となりません。本要望調査を提出するにあたっては、整備する機械等の規格や成果目標の設定が経営規模や計画に見合ったものであることを十分に確認ください。
 - ①事業実施年度から起算して**4年度**を経過しない者
 - ②整備した機械等の利用状況を報告しない者
 - ③目標を達成できなかった者
- (4) 補助対象者が、整備した機械等を他の用途に使用したときや偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、付した条件や指示に違反したときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・国や県の補助事業は、要望期間が短いため、募集のタイミングごとに市のホームページでお知らせしています。
- ・セミナーや研修会の開催案内についても随時ホームページに掲載しています。

—ぜひホームページもご覧ください—